

発議案第18号

農業者戸別所得補償制度による農家支援を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月18日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飛知和 真理子
賛成者	八千代市議会議員	大 竹 秀 樹
	同	山 口 勇

## 提案理由

国に対し、全ての販売農家を対象とする戸別所得補償制度を復活し、恒久的制度として法制化することを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 農業者戸別所得補償制度による農家支援を求める意見書

世界的な食料危機や気候変動を広義の安全保障問題として位置付けるとともに、国土、水源、自然環境の保全など、農業の公共的・環境的役割を重視した農政を展開しなければならない。あわせて、地域政策を重視し、農村の維持・活性化に重点を置く農政に転換、推進することが求められている。

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米や麦などの作物を対象に、その差額分を農業者に直接交付することにより、再生産可能で安定した農業経営と生産力確保を図ることを目的としていた制度で、民主党政権において予算措置により導入され、多くの農業者から高い評価を得ていたものである。

それにもかかわらず、第2次安倍政権においては、「経営所得安定対策」の名の下に、制度の対象が認定農業者、集落営農等へと限定されるとともに、「米の所得補償交付金」については平成30年産米から廃止された。政府が進めているこのような急激な農政の変更は、現場を混乱させ、農家からは不安の声が上がるとともに、多面的機能の維持も危ぶまれる。

全ての販売農家を対象とする戸別所得補償制度を復活し、法律により恒久化することは、農業経営に関する予測可能性を高め、合理的な営農へとつながる。また、恒久化は多面的機能の発揮にも資するとともに、地域における雇用創出、地方経済の活性化、環境保全に貢献し、結果的に後継者の育成と食料自給率の向上にもつながるものと考えられる。

よって、本市議会は国に対し、全ての販売農家を対象とする戸別所得補償制度を復活し、恒久的制度として法制化することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

農 林 水 産 大 臣 様